

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年千葉県規則第四十八号）（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第三条 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第四条 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第五条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学び直し支援金（条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第三条 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第四条 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第五条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学び直し支援金（条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係</p>

る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第八条及び第九条において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（条例別表第一第七号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 二 専攻科修学支援金（条例別表第一第八号に規定する支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する

る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第六条において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（条例別表第一第七号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（新設）

## る応答に関する事務

( 条例別表第二の規則で定める事務及び情報 )

**第十条** 条例別表第二の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金 ( 私立の高等学校等専攻科 ( 条例別表第一第一号に規定する高等学校等専攻科をいう。第十三条において同じ。 ) に係るものを除く。 ) ) の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法 ( 昭和二十五年法律第百四十四号 ) 第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 ( 以下「生活保護実施関係情報」という。 ) とする。

( 条例第四条の規則で定めるもの )

**第十一条** 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法 ( 平成十一年法律第二百四十四号 ) に基づく独立行政法人海技教育機構 ( 海技士教育科海技課程の本科に限る。 ) とする。

( 条例別表第三の規則で定める事務及び情報 )

**第十二条** 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

**第十三条** 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金 ( 国立又は公立の高等学校等専攻科に係るものを除く。 ) ) の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

( 条例別表第二の規則で定める事務及び情報 )

**第九条** 条例別表第二の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法 ( 昭和二十五年法律第百四十四号 ) 第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 ( 以下「生活保護実施関係情報」という。 ) とする。

( 条例第四条の規則で定めるもの )

**第十条** 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法 ( 平成十一年法律第二百四十四号 ) に基づく独立行政法人海技教育機構 ( 海技士教育科海技課程の本科に限る。 ) とする。

( 条例別表第三の規則で定める事務及び情報 )

**第十一条** 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

**第十二条** 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十五年千葉県規則第三号）（第二条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）                      第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）                      第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（住基条例別表第一の規則で定める事務）                      第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>（住基条例別表第一の規則で定める事務）                      第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。</p>
<p>（住基条例第二条第二号の規則で定める事務）                      第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。）別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（住基条例第二条第二号の規則で定める事務）                      第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。）別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げ</p>	<p>第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げ</p>

る事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（番号利用条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（住基条例別表第二の規則で定める事務）

第七条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

（住基条例第三条第二号の規則で定める事務）

第八条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第九条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（番号利用条例別表第一第七号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の

る事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（番号利用条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（住基条例別表第二の規則で定める事務）

第七条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

（住基条例第三条第二号の規則で定める事務）

第八条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第九条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学び直し支援金（番号利用条例別表第一第七号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の

届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十一条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 (新設)

一 専攻科修学支援金（番号利用条例別表第一第八号に規定する支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二 専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第十二条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

第十一条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。